

加古川市上下水道局設計委託業務等に係る入札参加者の選定に関する要領

平成 17 年 11 月 29 日

加古川市水道局訓令第19号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成10年水道事業管理規程第 5 号）その他別に定めるもののほか、加古川市上下水道局が発注する設計、測量及び調査等の業務の請負契約に係る競争入札に参加させようとする者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、有資格者とは、測量法（昭和24年法律第188号）第10条の 3 に規定する測量業者、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の 3 に規定する一級建築士事務所登録簿に登録されている者、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第 2 条に規定する建設コンサルタント登録簿に登録されている者及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第 2 条に規定する地質調査業者登録簿に登録されている地質調査業者をいう。

(指名業者の選定基準)

第 3 条 指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）の選定にあつては、入札参加資格審査の結果、有資格者となった者の中から、次の事項に留意しながら行うものとする。

- (1) 指名及び落札回数状況
- (2) 業務成績
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 経営及び信用状況
- (5) 当該業務に対する地理的条件
- (6) 手持業務の状況
- (7) 技術者の数及び状況
- (8) 当該業務に対する技術的適性
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況
- (11) その他管理者が必要と認めた事項

(指名業者数)

第 4 条 指名業者の数は、次の各号に掲げる契約予定金額の区分に応じて、当該各号に定める数とする。ただし、特殊な技術を要する業務の場合は、この限りでない。

- (1) 200 万円を超え 500 万円未満 3 者以上
- (2) 500 万円以上 1,000 万円未満 5 者以上
- (3) 1,000 万円以上 3,000 万円未満 6 者以上

- (4) 3,000万円以上 7,000万円未満 8者以上
- (5) 7,000万円以上 15,000万円未満 10者以上
- (6) 15,000万円以上 12者以上

(準用規定)

第5条 この要領は、随意契約を締結する場合において、見積参加者を選定するときに準用する。

(資格審査事務)

第6条 入札参加者の資格審査に関する事務は、上下水道局経営管理課において行う。

附 則 (平成17年11月29日 加古川市水道局訓令第19号)

この要領は、平成17年11月29日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日 加古川市水道局訓令第9号)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日 加古川市水道局訓令第10号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日 加古川市上下水道局訓令第12号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日 加古川市上下水道局訓令第6号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日 加古川市上下水道局訓令第4号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。